



「江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例」の中心

その7

議会・議員の役割・責務も

決まっています！

基本条例は、市民の責務ばかりでなく、議会や議員、執行機関等、市職員の責務も規定しています。今回は、その議会の役割と、議員の責務について確認していきましょう。

第15条 議会の役割

「議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される法の規定に基づく議決機関として、第4条に規定する市民自治の原則にのっとり、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営を監視する役割を果たします。

2 前項に規定する議会の役

割その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めます。」

議会には市民の意思を的確に反映した市政の実現のための権能の発揮と、市政運営をチェック・監視する役割が求められています。また、市民に開かれた議会運営など、市民の代表者として求められる必要な事項については、別の条例で定めることとされています。

第16条 議員の責務

「議員は、自らの役割及び責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、議員としての能力を高めるために、自己研さんに努めます。」

議員には、公正かつ誠実な職務の遂行を始め、能力を高めるための自己研さんが求められています。



問合せ 地域協働課（内線

3223）